



認定区分(1号、2号、3号)について

- 保育施設等を利用するためには、市から「認定」を受ける必要があります。
- 2号・3号認定を受けるためには、「保育を必要とする事由」が必要です。

利用申込書 兼 支給認定申請書・必要書類(勤務証明書等)により、「保育を必要とする事由」が確認できれば、『支給認定証』が交付され、保育の支給が必要な状態(保育が必要)として認定されます。

※支給認定後に利用調整(基準に基づく採点や希望園等による入所選考)があります。

- 支給認定の申請は保育施設の利用申込と同時に行うことができます。

※企業主導型保育所を利用する方は、利用開始までに利用申込書兼支給認定申請書・必要書類(勤務証明書等)の提出が必要です。

① 認定区分について

子どもの年齢や保育の希望の有無により、1号から3号までの区分で認定します。

認定区分	利用対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の子ども(「保育を必要とする事由」に該当しない場合)	認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上の子ども(「保育を必要とする事由」に該当する場合)	認定こども園(保育部分) / 保育所
3号認定	満3歳未満の子ども(「保育を必要とする事由」に該当する場合)	認定こども園(保育部分) / 保育所 小規模保育所 / 事業所内保育所

② 1号認定の保育必要量について

1号認定は「教育標準時間」となります。

教育標準時間	認定こども園では、登園時間から概ね14時までが利用時間です。※施設によって異なります。
---------------	---

※令和5年度には公立幼稚園が全て認定こども園へ移行予定です。

※認定こども園では、土曜日・夏休み等長期休暇も開所していますが、一時預かり保育料が別途かかります。

③ 2号認定、3号認定の保育必要量について

2号認定、3号認定の保育必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間	保護者のフルタイム勤務等を想定した利用時間で、1日最大で11時間子どもを預けることが可能です。
保育短時間	保護者がパートタイム勤務等を想定した利用時間で、1日最大で8時間子どもを預けることが可能です。

※園によって定められた「保育標準時間」「保育短時間」の時間外での利用については延長保育料が別途かかります。

◆保育時間の例◆

～ある認定こども園の1日～



※具体的な時間は施設によって異なります。(開所時間、認定利用区分時間の詳細はP18～P29参照)